

コンプライアンス規程

制定 2017年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人シニア消費者見守り倶楽部（以下「社団」という。）におけるコンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定め、コンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「コンプライアンス」とは、法令、社団規則及び倫理（以下、「法令等」という。）を遵守することをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、社団のすべての役員及び社員、研究者等（以下、「社員等」という。）に対して適用する。

(代表理事)

第4条 社団の代表理事は、コンプライアンスへの取り組みを社団の基本方針の1つとし、社団活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先するとともに、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努める。

(社員等の責務と禁止事項)

第5条 社団の社員等は、法令等を遵守し、社会人としての良識と責任をもって誠実かつ公正な業務の遂行に務める。

2 社員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の社員等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要する行為
- (3) 他の社員等若しくはその他のものからの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾行為
- (4) 他の社員等に対する法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認する行為

第2章 コンプライアンス推進体制

(組織)

第6条 社団のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス最高管理責任者
- (2) コンプライアンス統括管理責任者

- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス統括管理責任者および推進責任者の役割)

第7条 コンプライアンス統括管理責任者および推進責任者は最高管理責任者である代表理事が指名する。

2 コンプライアンス統括管理責任者（以下「統括管理責任者」とする）は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

3 コンプライアンス統括管理責任者の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の統括責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括管理責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

4 コンプライアンス推進責任者役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の推進責任者
- (2) コンプライアンス教育の実施と受講状況の管理監督
- (3) コンプライアンス違反の内外からの通報窓口責任者
- (4) コンプライアンスの管理・執行のモニタリング、改善措置
- (5) コンプライアンス委員会の運営

(監査)

第8条 統括管理責任者は、社団におけるコンプライアンスの状況の点検と不正の未然防止のため、業務執行全般について、定期的に監査を実施するものとする。

2 前項の定期監査のほか、統括管理責任者が必要と認めるときは、随時、臨時監査を実施することができる。

3 第1項及び第2項の監査を実施するにあたり、統括管理責任者は、監査担当を指名し、監査の執行を補助させることができる。

4 統括管理責任者は、第1項及び第2項の監査の結果を、コンプライアンス委員会において報告するものとする。

(コンプライアンス委員会)

第9条 コンプライアンス委員会は、統括管理責任者の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、統括管理責任者が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、統括管理責任者を委員長とし、社員等の中から統括管理責任者が指名する者で構成する。

3 委員長は、会務を総括する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第10条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 社員総会において、必要に応じて委員会の招集を求めることができる。

(報告・連絡・相談ルート)

第11条 社員等は、コンプライアンス違反行為またはそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに委員会に報告する。

2 委員会は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為またはそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を統括管理責任者に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、統括管理責任者の承認を得て実施する。

3 社員等は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、委員会を経由することができないときは、統括管理責任者に直接、第1項の報告をすることができる。

(報告者・相談者の保護)

第12条 社団は、報告者・相談者が報告または相談したことを理由として、報告者・相談者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

2 社団は、報告者・相談者が報告または相談したことを理由として、報告者・相談者の業務環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

また、社員等も、報告者・相談者に対して不利益な取り扱いやいやがらせなどを行ってはならない。

(懲戒処分等)

第13条 社団は、第5条の規定に違反した社員等に対し、就業規則第14条及び第38条に従い懲戒処分等を行うことができる。

(免責の制限)

第14条 社員等は、次に挙げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の社員等に指示・教唆により行ったこと
- (4) 社団の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第15条 社員等は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなければならない。

(コンプライアンスのための教育)

第16条 社団は、社員等に対し必要に応じてコンプライアンスに関する研修を行い、また、社員等は、社団が規定するコンプライアンス研修を定期的受けるものとする。

2 社団は、次にあげる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(細 則)

第18条 この規程の実施に関し、必要な事項については代表理事が定める。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。